

社会福祉法人六心会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人六心会（以下「法人」という）の役員及び評議員等の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

2 報酬は、法人と委任関係にある役員及び評議員等の職務執行の対価として支払われるものである。

(理事会及び評議員会の出席報酬等)

第3条 理事長及び理事が理事会に出席したときは、別表1により1日分の報酬を支払うことができる。

2 評議員が評議員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬を支払うことができる。

3 理事の報酬は1人当たりの各年度の総額が10万円を超えない範囲とする。

4 評議員の報酬は1人当たりの各年度の総額が2万円を超えない範囲とする。

(監事の報酬等)

第4条 監事が理事会及び評議員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬を支払うことができる。なお、理事会に出席し、かつ同一日に開催された評議員会に出席したときは、評議員会出席に係る報酬を支払わないものとする。

2 監事の報酬は1人当たりの各年度の総額が10万円を超えない範囲とする。

(適用除外)

第5条 法人及び施設の職員を兼務する役員等は、この規程を適用しない。

(改正)

第6条 本規程の改正は、評議員会の承認を受けて行う。

付 則

この規程は、平成29年4月1日より適用する。

2 この規程の一部変更は、令和元年6月19日から施行する。

別表1（日額）

名 称	報 酬
理事会出席報酬	10,000円
評議員会出席報酬	5,000円